

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（案） 参照条文

◎ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（保税蔵置場の許可の特例）

第五十条 第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）の許可を受けている者であらかじめ税関長の承認を受けた者（以下この節において「承認取得者」という。）は、位置又は設備が財務省令で定める基準に適合する場所において同項に規定する行為（以下「外国貨物の蔵置等」という。）を行おうとする場合には、その場所を所轄する税関長に、その旨の届出をすることができる。

2～5 （省 略）

（通関業者の認定）

第七十九条 通関業者は、申請により、通関業務その他の輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行することができるものと認められる旨の税関長の認定を受けることができる。

2～5 （省 略）